

県民コメント制度に基づく結果の公表（埼玉県広域道路交通計画（素案））について

埼玉県では、本県の実情と将来像を踏まえ、中長期的な視点により計画的な道路整備・管理や道路交通マネジメント等の基本となる埼玉県広域道路交通計画を策定しました。

計画策定の検討にあたって、令和3年3月29日（月）～令和3年4月28日（水）の間、県民コメント制度に基づき、「埼玉県広域道路交通計画（素案）」について、県民の皆様から御意見を募集したところ、25件の御意見・御提案をお寄せいただきました。

寄せられた御意見・御提案及びそれに対する県の考え方を公表いたします。

1 意見募集期間

令和3年3月29日（月）～令和3年4月28日（水）

2 意見の提出者数及び意見件数

25件（7名）

（内訳）

区 分	人 数	意見件数
郵送	3	16
F A X	0	0
電子メール	4	9
その他	0	0
合 計	7	25

3 意見の反映状況

区 分	意見件数
意見を反映し、案を修正したもの	5
すでに案で対応済みのもの	7
案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	12
意見を反映できなかったもの	0
その他	1
合 計	25

4 策定した施策及び意見募集結果の資料の入手方法

埼玉県のホームページから入手できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1001/kouikidourokeikaku.html>

また、次の窓口で閲覧・配布を行っています。

- ・埼玉県県土整備部県土整備政策課分室1（第2庁舎2階北側）Tel 048-830-5018
- ・埼玉県県政情報センター（衛生会館1階）Tel 048-830-2543
- ・埼玉県の各地域振興センター・事務所

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0106/chiikisinkoucenter.html>

南 部	Tel 048-256-1110	南 西 部	Tel 048-451-1110
東 部	Tel 048-737-1110	県 央	Tel 048-777-1110
川 越 比 企	Tel 049-244-1110	西 部	Tel 04-2993-1110
利 根	Tel 048-555-1110	北 部	Tel 048-524-1110
秩 父	Tel 0494-24-1110	東 松 山 事 務 所	Tel 0493-24-1110
本 庄 事 務 所	Tel 0495-24-1110		

・ 埼玉県の各県土整備事務所

<https://www.pref.saitama.lg.jp/kense/gaiyo/soshiki/kendo/kikan/index.html>

さいたま	Tel 048-861-2495	朝 霞	Tel 048-471-4661
北 本	Tel 048-540-8200	川 越	Tel 049-243-2020
飯 能	Tel 042-973-2281	東 松 山	Tel 0493-22-2333
秩 父	Tel 0494-22-3715	本 庄	Tel 0495-21-3141
熊 谷	Tel 048-533-8778	行 田	Tel 048-554-5211
越 谷	Tel 048-964-5211	杉 戸	Tel 0480-34-2381

5 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県県土整備部県土整備政策課 政策担当

TEL 048-830-5018 (直通)

FAX 048-830-4863

E-mail a5250-05@pref.saitama.lg.jp

「埼玉県広域道路交通計画（素案）」に対する御意見と県の考え方

- （反映状況の区分）
- A：意見を反映し、案を修正した
 - B：既に案で対応済み
 - C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく
 - D：意見を反映できなかった
 - E：その他

NO.	御意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
1	カーナビデータの更なる活用による交通事故防止対策に取り組むべき。	1	本県ではカーナビデータを用いた道路の混雑状況の把握や危険箇所分析を行い、交通安全対策を進めています。引き続き、カーナビデータの活用を推進してまいります。	B
2	広域道路交通計画の課題と取り組み等について、SDGsの目標・ターゲットとの整理を図るべき。	1	SDGsの目標・ターゲットを計画に記載します。	A
3	計画策定にあたっては、隣接都県とのネットワーク強化の視点が必要である。	1	隣接都県をつなぐ広域道路ネットワークの構築の視点から、計画を立案しています。個別の路線については、引き続き関係機関と調整してまいります。	C
4	県内東西方向のネットワーク強化による交通分散を広域道路交通計画の基本とすべき。	1	計画を策定にあたっては、県内東西方向のネットワーク強化を大きな柱の1つとしています。	B
5	東埼玉道路、新大宮上尾道路、核都市幹線道路、上尾道路の整備が急務である。	2	高速道路網を軸とした更なるネットワーク強化に向け、必要な路線を計画に位置づけています。御提案の路線の整備については、引き続き関係機関に働きかけてまいります。	B
6	ICT等の新技術を道路整備に積極的に導入すべきである。	2	新技術の導入等についても積極的に進めてまいります。	C
7	道路新設において、他県に先駆けたスピード感のある整備手法の検討が必要である。	1	県が整備する路線については、選択と集中により、メリハリとスピード感を持って事業を進めてまいります。	C
8	わかりにくい用語や誤字等を修正してほしい。	4	用語に注釈を加える等の工夫をします。	A

9	埼玉県トラック協会が重要物流道路として指定要望を行っている道路について、指定に向けたご検討をいただきたい。	1	重要物流道路の指定については、国と協議を進めてまいります。	C
1 0	立体交差化が困難な踏切における渋滞対策として、踏切信号機の導入や遮断時間を短縮できる装置等の導入などを鉄道事業者と連携して実施すべき。	1	本計画は個々の事案における具体的な対策を示すものではありませんが、ボトルネックとなっている踏切については、踏切改良促進法に基づき対策を行っているところです。	C
1 1	時刻別の道路の混雑状況や、渋滞による救急搬送時間への影響といったデータを公表すべき。	1	よりわかりやすい情報提供のあり方等を検討してまいります。	E
1 2	片側一車線の道路では、右折レーンだけではなく左折レーンの整備も願います。	1	交差点の整備にあたっては、交通需要に基づき交差点の設計等を行っています。引き続き、交通需要等に応じた整備を行ってまいります。	C
1 3	高速道路を軸にした観光・物流・防災機能等の強化を図るべき。インターチェンジ周辺5km圏内の道路整備を充実すべき。県内にバスセンターを整備してほしい。	3	高速道路インターチェンジのアクセス道路整備などを重点的に進めています。また、本計画では交通拠点の整備推進の考え方を示しています。	B
1 4	既存の未整備の都市計画道路と広域道路交通計画に位置づける路線の優先順位を明確にすべきである。	1	本計画は個別路線についての優先順位を定めるものではなく、都市計画決定された路線も含め、高速道路や直轄国道などと一体的に広域道路ネットワークを形成する路線を位置付ける計画となっております。	C
1 5	新たな路線の整備よりも交差点のボトルネック解消や歩行者自転車空間の整備を優先すべきである。	2	本県は高度経済成長期の急激な人口増化による市街地の拡大と道路交通量の増加に道路整備が十分に追いついておらず、道路の混雑度は全国ワースト2位となっています。県民生活や物流などの経済活動を支えるためには、県内道路網のミッシングリンクとなっている区間等の道路整備が必要です。なお、御提案いただいた交差点の改良や歩行者自転車空間の整備につきましても、計画的に推進しております。	C
1 6	地域コミュニティを守り、周辺住民の生活の質を向上させる道路整備を進めるべき。	2	具体的な路線の整備にあたっては、地域の実情を考慮した道路構造を検討するなど、地域のつながりや交流を促す道路整備を進めてまいります。	C
合 計		2 5		